

鈴鹿市1か月児健康診査の実施について（お願い）

平素は、鈴鹿市の母子保健事業に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。
本市では、生後28日から生後6週未満の児を対象として、1か月児健康診査の費用助成を行っています。鈴鹿市外での1か月児健康診査をされる場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですが、鈴鹿市に住民票を有する方が持参される健康診査結果票について、下記のようにお取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 健診結果について

1か月児健康診査受診の際に、母子健康手帳と結果票（鈴鹿市1か月児健康診査結果票）の全ての欄の記入をお願いいたします。

なお、健診費用の助成には、医療機関での結果が記入された鈴鹿市1か月児健康診査結果票が必要です。

＊令和6年4月より妊娠届出の方へ、母子健康手帳交付時に結果票の配布及び事業説明を実施しております。結果票を持参せずに受診された場合については、対象者様へご持参いただくようご案内をお願いいたします。

また、本市ウェブサイト（下記URL参照）より1か月児健康診査結果票を印刷いただいた書類も、ご利用可能です。その際は、印刷された結果票は複写になっておりませんので、結果票〔A〕、〔B〕、〔C〕の記載とは関係なく、ご記入いただいた原本を、対象者へお渡しいただきますようお願いいたします。控えが必要な場合は、結果票をコピーして保管してください。

鈴鹿市ウェブサイト 乳幼児健康診査のページ

<https://www.city.suzuka.lg.jp/kosodate/kodomokenko/1009637/index.html>

※償還払いに必要な書類

- ・「鈴鹿市1か月児健康診査結果票」（医療機関等で御記入いただいた原本）
- ・領収書と明細書のコピー
- ・母子健康手帳
- ・申請書（＊鈴鹿市ウェブサイトよりダウンロード可能。保護者が記入。）

2 健診費用について

医療機関窓口で健診料を全額徴収してください。

保護者が、規定の1か月児健康診査実施後に鈴鹿市へ申請手続きをすることで、鈴鹿市が市内医療機関等に委託する契約単価を上限に助成します。

申請の際に健康診査に要した費用の証明として、領収書・明細書が必要となりますので発行をお願いいたします。

3 助成額等

1 か月児健康診査 1 件あたり上限 6,000 円

※保険診療の場合は対象外となります。

4 留意事項

- ・ 1 か月児健康診査結果より、支援の必要性が高く、緊急性の高い場合は、早急に下記まで御連絡ください。
- ・ 1 か月児健康診査の対象は生後 28 日から生後 6 週未満です。在胎週数 37 週未満児が修正月齢で健診を受診した場合を除き、対象期間以外での受診者については結果票の余白に遅延理由を欄外へ、御記入をお願いします。
また、生後 2 か月を超える場合には、1 か月児健康診査の実施前に実施の可否について下記までご相談ください。

【連絡先】 鈴鹿市こども保健課母子保健G

〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目 1 1 8 番地の 3

(保健センター内こども家庭センター)

TEL 059-382-2252

FAX 059-382-4187